

付録 1

昭和63年度において講じようとする公害防止に関する主要施策

**付録1は、
昭和63年5月に発行されたものです。**

目 次

第1章 基本的施策	441
第1節 公害・環境行政の総合的推進	441
1. 環境総合計画・公害防止計画の推進	441
2. 環境影響評価要綱の推進	441
3. 環境モニタリングシステムの整備	442
4. 環境情報システムの整備	442
5. 快適環境の創造	442
第2節 公害防止条例等の整備	443
第3節 土地利用の適正化に関する施策	443
1. 土地利用における公害防止の配慮	443
2. 土地利用調査の実施	443
第2章 公害防止の諸施策	444
第1節 大気汚染対策	444
1. 法律・条例に基づく規制	444
2. 大気汚染に係る環境保全対策の推進	444
3. 光化学スモッグ対策の推進	445
4. 発生源常時監視システムの整備	445
5. 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施	446
6. 大気汚染現況調査等の実施	446
第2節 水質汚濁対策	447
1. 法律・条例に基づく規制	447
2. 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進	447
3. 大阪湾の富栄養化防止対策の実施	447
4. 有機塩素系化学物質による水質汚染防止対策の実施	448
5. 下水道整備の推進	448
6. 生活排水対策	448

7. 水質汚濁の常時監視	449
8. 水質環境モニタリング事業の実施	449
9. 河川浄化事業の実施	450
10. 河川の管理等	450
11. 河川環境の整備	450
12. 港湾環境の整備	450
第3節 騒音・振動対策	450
1. 法律・条例に基づく規制	450
2. 近隣騒音対策の推進	451
3. 騒音振動調査の実施	451
第4節 自動車公害対策	451
1. 自動車排出ガス対策の推進	451
2. 自動車騒音振動対策の推進	452
第5節 航空機公害対策	452
1. 大阪国際空港周辺環境対策の推進	452
2. 空港周辺整備機構に対する助成	453
第6節 地盤沈下対策	453
1. 法律・条例に基づく規制	453
2. 地盤沈下状況の調査の実施	454
3. 都市河川地盤沈下対策事業の実施	454
4. 工業用水の供給	454
第7節 廃棄物処理対策	454
1. 産業廃棄物処理対策の推進	454
2. 一般廃棄物処理対策の推進	455
3. 最終処分場の確保	455
第8節 農林・水産・畜産公害対策	455
1. 農林・水産・畜産公害対策の実施	455
2. 農業用水及び土壤汚染対策の実施	456
第9節 環境保健対策	456
1. 健康被害に関する調査研究の実施	456

2.	保健所における公害関連業務の実施	457
3.	アスベストに関する検討	457
第10節	被害救済等	457
1.	公害健康被害の補償等に関する法律の施行等	457
2.	公害に関する苦情・相談の処理	457
3.	大阪府公害審査会の運営	457
4.	公害関係事犯取締りの実施	457
第11節	中小企業に対する助成等	458
1.	工場の適正配置及び集団化の促進	458
2.	中小企業者に対する公害防止資金の融資	458
3.	公害防止技術の相談・指導	459
4.	公害防止技術の研究開発等	459
第12節	公害に係る検査・分析業務体制の整備	459
第13節	その他の公害対策	459
1.	市町村の公害防止行政に対する助成	459
2.	公害防止管理者等に係る業務の運営	460
3.	公害モニター制度の運営	460
4.	公害防止に関する知識の普及	460
5.	電波受信障害対策	460
6.	公害防止に関する国際交流の推進	461
7.	関西国際空港環境監視機構の運営	461
8.	関西国際空港総合環境センターの運営	461
第14節	自然環境保全対策	461
1.	法律・条例に基づく規制等	461
2.	自然環境保全対策の実施	462
第15節	歴史的文化的環境の保全	463
1.	法律・条例に基づく指導等	463
2.	歴史的文化的環境保全対策の実施	464
付録	昭和63年度公害関係当初予算（関連事業を含む）一覧	465

第1章 基本的施策

第1節 公害・環境行政の総合的推進

1. 環境総合計画・公害防止計画の推進

21世紀を見通しつつ昭和65年度を目標とした環境の保全と創造に係る総合的、基本的な計画である「大阪府環境総合計画(STEP21)」(昭和57年12月策定)に基づき、健康で人間性豊かな環境を備えた定住魅力のある大阪を目指して、環境の保全と創造に係る諸施策の円滑な推進を図る。また、公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第19条の規定により、昭和62年10月内閣総理大臣から策定の指示があり、昭和63年3月に同大臣の承認を受けた第4次大阪地域公害防止計画(昭和62～66年度)に基づいて、環境汚染等の状況及び推移を把握するとともに、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)の適用を受ける事業を中心とする各種の公害対策事業及び公害防止関連事業の進行状況を把握する。

2. 環境影響評価要綱の推進

環境汚染の未然防止を図り、良好な環境を確保するために、昭和59年2月に制定した「大阪府環境影響評価要綱」に基づいて、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業の実施に際しては、事業者に環境影響評価を実施させ、地域住民や関係市町村長、あるいは学識経験者等の意見も聞き、環境保全が図られるよう、事業者を十分指導する。

また、審査に必要なデータの収集、解析予測手法などの技術的事項について引き続き調査、研究を進める。さらに、府域の環境関連諸情報を体系的に整備し、環境影響評価に係る現況把握等に利用するシステムを開発する。

3. 環境モニタリングシステムの整備

環境汚染や自然破壊を早期に発見し、あるいはそれらの発生する可能性を予測し、適切な対策に結びつけるため、環境汚染の現況や自然環境、健康影響等に関する諸情報を体系的に把握する環境モニタリングシステムの整備を図る。

このため、大気、水質、騒音等の常時監視測定網の充実に努めるとともに、リモートセンシングデータの活用や生物指標の導入による環境の総合的かつ的確な把握手法について調査、検討を進める。また、環境モニタリングの新しい手段として、環境の状況を面的にかつ広域的・経済的に把握できるランドサット等の地球観測用人工衛星等によるリモートセンシングデータを用い、府域の環境を監視することにより、環境影響評価制度及び快適環境創造等の施策推進に際して情報的な支援を行うシステムの開発に努める。

4. 環境情報システムの整備

環境影響の事前評価や快適な環境の創造に向けての合理的な政策の決定と諸施策の推進に資するため、地域環境に関する諸情報を体系的に蓄積整備し、環境の現況解析や将来予測等が行えるよう環境情報システムの整備を図る。

そのため、環境情報データベースや解析・予測システムの拡充、評価システムの開発に重点をおいてその整備に努める。

5. 快適環境の創造

「大阪府環境総合計画(STEP21)」に基づき、快適な環境の創造を推進するため、快適な環境づくりについて府民と行政がともに考え、知恵を出し合う場として「快適環境府民会議」を開催し、地域の特性を生かしたゆとりとうるおいのある環境づくりを進める。また、府民の環境問題に対する意識啓発を図るため、環境教育に関する検討会の設置や環境教育ビデオの作成など環境教育を積極的に推進し、府民の主体的参加を得て快適な

環境づくりを進める。

第2節 公害防止条例等の整備

工場・事業場に対する規制等については、大阪府公害防止条例(昭和46年大阪府条例第1号)及び同施行規則(昭和46年大阪府規則第55号)等に基づいて積極的に推進しているところであるが、今後の効果的な環境行政の推進に資するため、環境関連法令等の動向に配慮しながら同条例等について必要に応じ改正を行い、その整備を図る。

第3節 土地利用の適正化に関する施策

1. 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定に当たっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

二色の浜の水質保全とその周辺河川及び大阪湾の汚濁防止並びに貝塚市及び周辺地域の都市機能の向上と生活環境の改善を図るため、二色の浜環境整備事業を推進する。

関西国際空港の建設・運用による人口増大と産業拡大に対し、適正な土地利用を図るとともに、空港機能を支援・補完し、地域の環境改善を図るため、南大阪湾岸整備事業を推進し、空港と地域の調和したまちづくりを進める。

2. 土地利用調査の実施

府下各地域ごとの特性を把握し、都市発展の動向に的確に対応した合理的な都市計画を推進するため、土地利用の現況等の調査を行い、電子計算機処理システムの整備を進める。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1. 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び大阪府公害防止条例並びに大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乗せ条例」という。）に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制事務を円滑に進めるため、関係市町村に対する指導の徹底を図る。

2. 大気汚染に係る環境保全対策の推進

大阪府環境総合計画に基づく環境保全目標を維持・達成するため、窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び炭化水素について次の対策を推進する。

(1) 窒素酸化物対策の推進

関係工場・事業場に対して、総量規制基準、排出基準による規制、指導を行い、その遵守徹底を図るとともに、府下全域の全工場・事業場に対して「固定発生源に係る窒素酸化物削減指導方針」に基づき、より一層の排出量の削減指導を行う。

さらに、二酸化窒素に係る環境基準を早期に確保するため、環境基準未達成の局地的な地域において、二酸化窒素が高濃度となりやすい時期に着目した対策を検討する「窒素酸化物短期高濃度対策検討調査」を実施する。

また、中小固定発生源に対し、使用燃料のクリーンエネルギー化、省エネルギーの指導を行うとともに、群小発生源対策として暖冷房施設の集約化を図る地域エネルギーセンターの普及促進に努める。

二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について理解を深めるために「二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議」で引き続き検討を進める。

(2) 硫黄酸化物対策の推進

関係工場・事業場に対して、総量規制基準、排出基準及び燃料使用基準等による規制、指導を継続し、その遵守徹底を図る。

(3) 浮遊粒子状物質対策の推進

関係工場・事業場に対して、ばいじんの排出基準、設備基準等の遵守徹底を図る。また、「浮遊粒子状物質の発生源、発生機構の解明・解析調査」に基づき、有効適切な浮遊粒子状物質対策を検討し、推進する。

(4) 炭化水素対策の推進

関係工場・事業場に対して、排出基準及び設備基準の遵守徹底を図る。

3. 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を究明する等のため、前年度に引き続き次の諸調査を実施するとともに、緊急時の対策を推進する。

- (1) 光化学スモッグの原因物質と考えられている窒素酸化物、炭化水素について、発生源の排出実態の把握に努める。
- (2) 光化学スモッグの発生を予測してその防止対策に資するため、常時監視による環境濃度の測定データ等を利用して発生機構の解明に努める。
- (3) 光化学スモッグ注意報等の発令時における緊急時措置として、関係工場・事業場に対する排出ガス量の削減等の要請及び自動車の運行自粛の呼びかけを行う。また、速やかに市町村等関係機関へ連絡を行うとともに、府民への周知徹底を図る。
- (4) 炭化水素類排出施設に対する光化学スモッグ対策としての有効な規制方策について検討を続ける。

4. 発生源常時監視システムの整備

大規模な工場・事業場に対して発生源常時監視システムを活用し、窒素酸化物排出量等の常時監視を行い、総量規制基準等の遵守徹底を図る。

(参考) 大気汚染発生源常時監視システム整備状況

(昭和63年3月31日現在)

中 央 局	端 末 機	発生源子局
府公害監視センター	大気課・泉州分室	30局

5. 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施

大気汚染常時監視システムを活用し、大気の汚染状況について迅速かつ的確な常時監視を行うとともに、緊急時における情報の伝達を速やかに行うなど適切な措置を実施する。

(参考) 大気汚染測定網整備状況

(昭和63年3月31日現在)

区 分	局 数	左のうち府公害監視センターにおいて常時収集している局数
硫黄酸化物測定局	100局	54局
浮遊粉じん測定局	56	33
浮遊粒子状物質測定局	61	16
一酸化炭素測定局	50	21
窒素酸化物測定局	107	50
オキシダント測定局	88	50
炭化水素測定局	36	22

(注) 局数には、府、市、町所管局及び大気汚染測定車を含む。

6. 大気汚染現況調査等の実施

大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を把握するため、次の諸調査を実施する。

- (1) 浮遊粉じん環境調査（測定点は浮遊粉じんについては8地点、うち大阪市内の2地点は大阪市が実施、浮遊粒子状物質については6地点）

- (2) 燃料使用状況調査（調査対象工場・事業場は約 5,000、うち大阪市内分は大阪市が分担して実施）
- (3) 硝素酸化物浄化に関する調査研究（ランドサットデータから求めた府下緑地による NO_x 浄化効果調査を実施）
- (4) 酸性降下物の実態調査（府下 2 地点で、雨水成分の分析調査を実施）
- (5) アスベスト（石綿）製品製造工場等排出実態調査（府下 3 工場において、排出口、敷地境界等でのアスベストの排出実態調査を実施）

第2節 水質汚濁対策

1. 法律・条例に基づく規制

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）、大阪府公害防止条例及び上乗せ条例に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

2. 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進

水質汚濁防止法第 4 条の 3 の規定により、昭和 64 年度を目標年度として策定した第 2 次「化学的酸素要求量に係る総量削減計画（昭和 62 年大阪府告示第 665 号）」に基づき、削減目標量達成のため、下水道の整備をはじめ浄化槽対策や生活雑排水対策等の生活排水についての対策を重点的に進めるとともに、産業排水対策として、指定地域内事業場に係る総量規制基準の遵守指導を行う。

3. 大阪湾の富栄養化防止対策の実施

大阪湾における富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため、瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 3 の規定により策定した第 2 次「^{りん}燐及びその化合物に係る削減指導方針（昭和 61 年大阪府告示第 672 号）」に基づき、産業排水対策として、^{りん}燐処理施設の導入、既設の処理施設の維持管理方法の改善等を指導するとともに、生活排水対策として、下水道及

びし尿処理施設の整備等に加え、合成洗剤対策推進要綱に基づき石けん等無磷洗剤の使用や洗剤使用の減量化について指導啓発を行う。

一方、燐と並んで主要な富栄養化要因物質である窒素についても排出実態の把握等に努める。

4. 有機塩素系化学物質による水質汚染防止対策の実施

有機塩素系化学物質による水質汚染を防止するため、河川等の水質実態の把握に努めるとともに、国が定めた排出の抑制に関する管理目標に基づき、これら物質を使用する水質汚濁防止法及び大阪府公害防止条例の対象事業場等に対し、適正な使用及び管理の指導を行う。

5. 下水道整備の推進

公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境を改善するため、引き続き寝屋川、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業に対し事業推進の指導を行い、下水道整備を促進する。

6. 生活排水対策

公共用水域の水質汚濁の原因の大半を生活排水が占めている現状から、生活排水に係る浄化対策を効果的に推進するために「大阪府生活排水対策推進要綱」に基づき、基本的な生活排水対策である下水道の整備とともに、特に生活雑排水の浄化を図るため、家庭等における発生源対策等の実施、地域の実情等に応じた合併処理浄化槽の普及及び生活雑排水処理施設の整備等の諸施策を市町村と連携し、府民の理解と協力を得て推進する。

このため、府民団体との連携によるシンポジウムや地区研修会を開催する他、広域にわたり対策が緊急に必要な地域を対象に、地域住民と行政が一体となった地域協議会を設置し、生活雑排水対策推進計画の策定等を行う生活雑排水対策広域推進事業を実施する。

7. 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、「公共用水域の水質測定計画」に基づき、94河川134測定地点並びに海域21測定地点において、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の監視、測定を行う。

また、総量規制基準が適用される一定規模以上の指定地域内事業場に設置される自動計測器及び河川の水質自動観測局のデータを集中監視する水質テレメータ監視システムを計画的に拡充整備する。

(参考) 水質自動観測局設置状況

(昭和63年3月31日現在)

観測局名	設置場所	設置年度
一津屋	淀川神崎川分岐点(大阪市東淀川区南江口)	昭45
安威川	神崎川合流点直前(大阪市東淀川区相川町)	54
寝屋川	寝屋川上流(大東市三箇)	55
第二寝屋川	長瀬川合流点直前(大阪市城東区諏訪)	56
大津川	大津川上流(忠岡町忠岡東3丁目)	59
石川	千里川合流後左岸(富田林市若松町東3丁目)	61

水質テレメータ監視システム整備状況

(昭和63年3月31日現在)

中央監視局	副監視局	発生源測定局	環境水質測定期
環境局泉州分室内	水質課	65局	6局

8. 水質環境モニタリング事業の実施

河川の水辺環境にせい息する生物の実態を、府民自ら観察してもらうことにより、水質保全の重要性について理解と認識を深めるとともに、観察結果をとりまとめ、指標生物により河川の水質状況を把握する。

9. 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、都市河川浄化事業として神崎川及び寝屋川等において汚泥のしゅんせつを行う。また、古川及び住吉川において浄化水路の建設を推進する。さらに、大和川の水質汚濁対策として、支川の落堀川で汚泥のしゅんせつを行うほか西除川等で薄層流浄化を実施する。

10. 河川の管理等

河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、河川パトロールに加えて、河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに、防護柵の設置を推進する。また、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンス等を府土木事務所、治水事務所及び工営所に常備する。

なお、府民の河川への理解と愛護精神の高揚を図るため、河川愛護月間を設けて啓発活動を行う。

11. 河川環境の整備

河川敷内に堆積又は水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

12. 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

第3節 騒音・振動対策

1. 法律・条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び大阪府公害防止条例に基づく騒音・振動に係る規制事務を円滑に進めるため、市町村に対する指導の強化、担当職員の技術研修の充実等により工場・事業場等に対する規制、指導の徹底を図る。

2. 近隣騒音対策の推進

市町村や関係機関と協力して、生活騒音の防止に関し、ビデオ教材「音とわたしたちのくらし」（昭和62年度作成）を活用した騒音教育など各種の啓発活動を実施するとともに、カラオケ騒音規制の徹底、拡声機騒音等の防止強化に努める。

3. 騒音振動調査の実施

(1) 低周波空気振動に係る実態調査

幹線道路周辺における低周波空気振動の実態等を調査し、環境影響評価に必要な資料の整備を図る。

(2) 特定建設作業騒音に係る検討調査

大阪府公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準について、国の動向を見ながら実態調査等を行い、基準改正のための準備を進める。

第4節 自動車公害対策

1. 自動車排出ガス対策の推進

(1) 「大阪自動車公害対策推進会議」において、通勤・通学自動車の使用自粛や貨物自動車の使用合理化等について、府民・事業者に対する啓発を強化するとともに、自動車排出ガスに係る技術診断により排ガス減少装置の整備等の徹底を図る。

また、自動車メーカーに排出ガス対策の強化を要請するとともに国に対しても発生源対策の強化と併せて交通総量削減のための総合都市交通対策の確立を強く要望する。

(2) 都市における交通公害等の各種障害に対処するため、都市総合交通規制を推進し、交通流の整序、円滑化、自動車交通総量の削減を図る。

(3) 交通管制システムの高度化、広域制御地域の拡大、信号機の系統化により、自動車の走行状態の改善を図る。

(4) 一酸化炭素、炭化水素等自動車排出ガスに係る整備不良車両の指導取

- 締りを推進する。
- (5) 低公害車であるメタノールトラックの運転性能、経済性能等について、実走行テストを行うとともに、今後の普及対象分野(用途・車種)、点検整備及び燃料供給体制のあり方等を検討する。
- (6) 幹線道路沿道の高濃度汚染の改善を図るため、局所汚染対策を検討するモデル地域を数か所選定し、大気汚染物質の濃度分布や自動車交通の状況、土地利用状況等を調査し、「沿道高濃度汚染対策モデル計画」の策定作業を進める。

2. 自動車騒音振動対策の推進

- (1) 走行状態の改善を図るため、幹線道路については、車線走行及び適正速度走行のための交通規制並びに各種交通安全施設等の整備を図る。また、生活道路については、一方通行を基軸とした各種交通規制を総合的に組み合わせた生活ゾーン規制の一層の充実強化を図る。
- (2) 自動車騒音・道路交通振動の増大に影響が認められる速度超過、整備不良・過積載車両等の指導取締りを強化する。
- (3) 自動車騒音・振動による障害を防止するため、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）に基づく沿道整備事業及び各道路管理者が行う防音壁の設置等の促進を図る。
- (4) 市町村、関係機関が行う自動車騒音・道路交通振動対策の円滑な実施を図るため、その連絡調整に当たる。

第5節 航空機公害対策

1. 大阪国際空港周辺環境対策の推進

大阪国際空港の周辺環境対策として次の措置を講じる。

- (1) 大阪国際空港周辺緑地の整備を進めるため、利用緑地区域の告示日後建物の移転補償を行う。

- (2) 移転跡地等を利用して地元市が行う公園等の周辺環境基盤施設整備事業に対し国と共に補助する。
- (3) 国と地元市が行う空港周辺地区整備計画策定のための調査に対して市への補助を行う。
- (4) 航空機騒音防止対策として関係市が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- (5) 国又は府による移転補償を受けて住宅等を移転する者が、それに要する資金を金融機関等から借り入れた場合に、その利子の一部を補給する。
- (6) 空港周辺地域の営業者に対し、移転及び経営改善の資金をあっせん融資し、その利子の一部を補給する。
- (7) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- (8) 住宅の移転者に対して府営住宅への優先入居を行う。
- (9) テレメータシステムによる航空機騒音の常時測定を行うほか、必要に応じて航空機騒音等の実態調査を実施する。

2. 空港周辺整備機構に対する助成

空港周辺整備機構に対し、職員を派遣して執行体制の強化を図るとともに次の助成を行う。

- (1) 民家防音工事に対する補助
- (2) 再開発整備事業、代替地造成事業及び共同住宅建設事業に対する資金の貸付け

第6節 地盤沈下対策

1. 法律・条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取の規制を行うため、地下水採取の実態把握に努めるとと

もに、規制地域内の関係工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

2. 地盤沈下状況の調査の実施

府下の地盤沈下の状況を把握するため、引き続き水準測量調査（観測点311点）を実施するとともに、観測井戸による地下水位及び地盤沈下の状況の観測を実施する。

3. 都市河川地盤沈下対策事業の実施

地盤沈下により排水機能が低下し、かつ護岸が老朽化している古川の改修を推進し、治水レベルの向上を図る。

4. 工業用水の供給

北摂地域、東大阪地域及び泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、工業用水道による工業用水の安定供給に努める。

第7節 廃棄物処理対策

1. 産業廃棄物処理対策の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び大阪府産業廃棄物処理計画（昭和57年6月策定）に基づき、次の施策を推進する。

- (1) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化するとともに、産業廃棄物の減量化対策の推進及び総合的管理システムの調査、研究を行う。
- (2) 堺第7-3区における産業廃棄物の広域処理対策事業については、引き続き財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として実施することとし、無害の汚泥等の廃棄物の埋立処分を行うとともに、同区内の大坂産業廃棄物中間処理センターにおいて、廃油、有害汚泥等の中間処理を行う。

また、堺第7-3区のうち、既に竣工した部分の一部(15.5ha)に整備した「みなと堺グリーンひろば」を市民がスポーツ・レクリエーション活動に手軽に利用できるよう開放している。

なお、これらの事業のため同公社に対し、必要な技術的、財政的援助を行う。

- (3) 現行の大阪府産業廃棄物処理計画の計画期間が昭和65年度で終了するため、次期処理計画策定に必要な資料を得るために産業廃棄物実態調査を実施する。

2. 一般廃棄物処理対策の推進

- (1) 市町村が行う一般廃棄物の適正な処理を促進するため、廃棄物処理施設の整備等に対して技術的、財政的援助を行う。

また、廃棄物減量化対策、適正処理困難物対策等について、「大阪府廃棄物減量化対策推進協議会」において調査、研究を進める。

- (2) ごみや空き罐などの散乱防止を図るため、市町村と共に統一した環境美化キャンペーンの実施等啓発を強化する。

3. 最終処分場の確保

関係府県、府下市町村等と協力し、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業実施主体として環境保全に十分留意しつつ、広域処理場整備事業(フェニックス事業)の推進を図る。

第8節 農林・水産・畜産公害対策

1. 農林・水産・畜産公害対策の実施

- (1) 農林・水産及び畜産業関係の公害対策として、前年度に引き続き次のような調査研究及び事業を行う。
- ① 有害ガスによる農作物等の影響に関する調査研究
 - ② 残留農薬に関する調査研究

- (3) 漁場環境等に関する調査研究
 - (4) 家畜ふん尿の処理技術に関する調査研究
- (2) 漁場環境について観測ブイ等により常時監視を行う。
- (3) 地域の実情に即した畜舎環境保全施設の整備を計画的に推進する市町村等に対し助成を行う。
- (4) 水産生物のせい息環境悪化や漁業操業の障害となる海底に堆積したゴミ類の除去、あるいは、流出油や赤潮による漁業被害の防止など漁場環境保全対策事業を実施する。

2. 農業用水及び土壤汚染対策の実施

都市排水の増加により農作物被害が増加している区域の水源転換、水質浄化、用排水分離水路の新設、改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。また、重金属等の有害物質による土壤及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

第9節 環境保健対策

環境汚染から府民の生命と健康を守り、健康被害の未然防止を図るため、環境行政と保健医療行政の連携を一層強化し、総合的な環境保健施策を推進する。

1. 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の助言を得て、次の調査研究を行う。

- (1) 大気汚染が人の健康に与えている影響の実態を把握するため、引き続き複合大気汚染の健康影響に関する基礎医学的及び疫学的調査研究を実施する。また、新たに局地汚染の健康影響について調査手法を確立するための調査を実施する。
- (2) 光化学スモッグによる健康被害の実態を把握するため、必要に応じて緊急調査班を編成して現地調査を行う。
- (3) 食品中の微量有害物質等の汚染分布状況調査を実施する。
- (4) 環境汚染による健康影響の監視、予防体制の確立を図るため、引き続

き調査検討を進める。

2. 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から公害に係る苦情相談、地域の特性に応じた環境汚染による人体影響に関する各種の調査、衛生教育等を実施する。

3. アスベストに関する検討

大阪府アスベスト対策検討委員会を運営し、アスベストに関する施策の調査、検討を図る。

第10節 被害救済等

1. 公害健康被害の補償等に関する法律の施行等

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づく認定患者が死亡した場合、関係市と共にその遺族に対し見舞金を支給する。また、低公害車の普及や大気浄化植樹等を促進するため、大気環境改善計画を策定し、大気汚染による健康被害の予防を図る。

2. 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、環境局各課、府の各保健所、府警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

3. 大阪府公害審査会の運営

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づいて設置された大阪府公害審査会において、紛争事案の処理に努めているが、継続中の調停事案の手続を進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合にはその適正な処理に努める。

4. 公害関係事犯取締りの実施

府民の健康を害し、また日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる公害関係事犯については、関係行政機関との密接な連携のもとに積極的な取締りを推進する。

第11節 中小企業に対する助成等

1. 工場の適正配置及び集団化の促進

公害を抜本的に解決するためには土地利用の適正化を図る必要があるが、特に工場と住宅の混在により発生する公害を防止するため、次の諸施策を講じることにより、引き続き工場の適正配置及び集団化を促進する。

- (1) 公害防止事業団等の資金を利用して集団設置建物、工場移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。
- (2) 市町村又はその開発公社が行う公害防止対策事業等の用地の先行取得に対して、所要資金の一部について融資あっせんする。
- (3) 中小企業の工場移転により、公害の解消に努めるため、財団法人大阪府中小企業団地開発協会による中小企業団地造成事業の促進を図る。

2. 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

融資目標額 13億円

融資限度額 2,500万円（工業専用地域等への工場移転及び事業協同組合等に対しては、5,000万円）
無担保融資 600万円

融資期間 7年以内

- (2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業等に対し、中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）による中小企業高度化資金の貸付けを行う。
- (3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備に係る貸付けについては、一定期間いつでも申込みができるよう便宜を図るほか、優先

的に貸付けを行う。

- (4) 中小企業設備貸与事業等の実施に当たり、中小企業者に対する公害防止設備の貸与等を積極的に進める。

3. 公害防止技術の相談・指導

産業技術総合研究所において、公害防止技術についての相談・指導を行うほか、公害防止の技術指導を必要とする企業への実地指導を行う。

4. 公害防止技術の研究開発等

公害防止技術の開発、汚染状況の把握等を目的として、産業技術総合研究所において、銅めっき浴の電気化学的管理方法に関する研究及び海水中の汚濁負荷低減に関する研究を行う。また、放射線中央研究所において、放射線利用による環境汚染に関する研究を行うとともに、現在までの調査研究について、その成果の普及に努める。

第12節 公害に係る検査・分析業務体制の整備

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する公害試料の分析業務の充実を図るために、引き続き検査分析機器の整備と分析技術の向上に努めるとともに、市町村が行う検査分析業務に関する技術指導を行う。

第13節 その他の公害対策

1. 市町村の公害防止行政に対する助成

- (1) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づき事務を委任している市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

- (2) 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）及び公害の防止に関する事業に係る国

の財政上の特別措置に関する法律に基づく、国の助成に係る学校等の公害防止事業を行う市町村に対して、市町村施設整備資金貸付金を貸付ける。

2. 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

3. 公害モニター制度の運営

公害モニターから、環境行政についての意見の提出及び公害発生状況等に関する報告を求め、環境行政の推進に活用するとともに、研修会等を実施してモニター活動の円滑化を図る。

4. 公害防止に関する知識の普及

府民及び事業者に対し、公害等に関する知識の普及を図るため、環境白書の刊行及び公害防止に関する各種啓発パンフレット等の資料の発行を行う。

また、環境月間（6月）の諸行事への府民の参加を通して、公害の防止と良好な生活環境に関する意識の向上を図る。

また、大阪府環境情報コーナーにおいて、府民が自ら環境利用する際の判断資料として、あるいは環境影響評価に際しての資料として活用できる公害等に関する情報の提供及び公開に努める。

5. 電波受信障害対策

電波受信障害については、府営住宅の建設等による電波受信障害に対処するため共同アンテナの設置を行うほか、電波受信障害対策に関する制度の確立を国に働きかける等、必要な措置を講じる。

6. 公害防止に関する国際交流の推進

公害防止に関する国際交流の推進を図るため、外国からの研修生の受け入れや府からの専門家派遣を行う。なお、昭和63年度においてはインドネシア東ジャワ州及び中国上海市との交流事業を実施する。

7. 関西国際空港環境監視機構の運営

関西国際空港と関連事業の実施に伴い、環境面等で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、知事と泉州8市5町の長により設立した本機構により、事業主体の環境監視データなどをチェックし、必要に応じて対策を要請・勧告する。

8. 関西国際空港総合環境センターの運営

南大阪湾岸整備事業、阪南丘陵開発計画に係る土砂採取事業については、関西国際空港建設事業と連携して、関西国際空港総合環境センターを活用し、総合的な環境監視を行う。

第14節 自然環境保全対策

1. 法律・条例に基づく規制等

自然環境の保全を図るため、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）の規定に基づき、規制地域内において開発行為等を行う者に対する規制、指導を行うとともに、同条例に基づく自然環境保全地域の指定及び保全並びに都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地保全地区の指定及び保全に努める。

また、同条例の規定に基づき、自然環境保全指導員制度を適正に運用し自然環境の保全と回復の状況を把握し、必要な指導に努める。

また、大阪府自然海浜保全地区条例（昭和56年大阪府条例第2号）に

基づいて、自然海浜保全地区の保全に努める。

2. 自然環境保全対策の実施

自然環境の保全と回復を図るため、次の諸施策を実施する。

- (1) 自然に親しみ、自然を学ぶ場を府民に提供するため、金剛生駒国定公園において府民の森の利用を促進するとともに、明治の森箕面国定公園においても、園地や歩道等を整備し、利用施設の充実を図る。
- (2) 北生駒地域のうち、室池北部地区については、緑化回復を基本として、自然公園にふさわしい施設整備を公民一体となって整備する「緑の文化園」構想の具体化を推進する。
- (3) 府民の緑化意識の高揚を図るため、今年5月に大阪狭山市において、第36回大阪府植樹祭を開催するほか、関連事業を実施する。また、緑化知識の普及や技術指導の拠点施設である緑化センターの適正な運営に努める。
- (4) 永続的に市街地の緑化を推進するため、広く民間の協力を得て、緑化基金の拡充を図るとともに、民間施設の緑化モデルづくり等に助成を行う。
- (5) 地域住民が協同して行う緑化及び公共施設の緑化に対して緑化樹の無償配付を行い、施設緑化基準の達成に努める。
- (6) 緑化スペースのない市街地における新しい都市緑化の一手法として、建築物等の外壁やブロック塀及び河川の高擁壁護岸にツタなどを植栽する垂直緑化の普及に努める。
- (7) 市街地緑化を推進するため、市町村の行う公共施設の緑化事業に対して助成を行う。
- (8) 大阪グリーントラスト基本構想策定研究会の研究成果を踏まえ、具体的な検討を進める。
- (9) 工場の緑化を推進するため、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づき、緑地面積の確保を指導するとともに、工場緑化用樹木の無償配付、工場緑化コンクールの開催等府下工場に対する緑化思想の啓発普

及、緑化推進のための助言・指導を実施する。

- (10) 森林の保全整備を図るため、民有地に分収契約による地上権を設定し、造林事業を実施するとともに、契約期限の到来する森林のうち保全上必要なものについては、引き続き借地制度に切り換えて森林の保全を図る。
- (11) 土壌養分が乏しい不良成育林地を改良し、森林造成を行うほか、保安林整備計画により指定された保安林の機能強化を図るため、水源林造成事業等を実施する。

また、府、市町村、府民が一体となって「府民参加の森づくり」を進めるとともに、青少年が森林や林業の役割を学習するための場である「21世紀の森」を整備する。

- (12) 第6次鳥獣保護事業計画（昭和62～66年度）に基づき、野生鳥獣の適正な保護管理を図るとともに、狩猟の適正化に努める。
- (13) 増殖場、魚礁等の設置により、漁場の造成を行うとともに水産資源の維持培養を図るため、高級魚介類の種苗生産技術、開発研究を行い、希少魚の増養殖試験等を行うとともに、種苗の放流を実施する。
- (14) 水と魚とのふれあいの場として淡水魚試験場に展示研修施設を整備するとともに、希少魚等の保護、増殖を図るため増養殖試験等を行う。
- (15) 自然海浜保全地区（岬町の長松地区及び小島地区）の保全と適正な利用の促進を図るため、海浜環境の整備、啓発等に努める。

第15節 歴史的文化的環境の保全

1. 法律・条例に基づく指導等

文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）の規定に基づき、特に重要な歴史的文化的遺産については、重要文化財や史跡、名勝等に指定し、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示を行うとともに、埋蔵文化財包蔵地域内において開発行為等を行う者に対する指導等を行う。

また、文化財保護指導員を置き、文化財所有者その他関係者に対し、文

化財の保護に関する必要な指導及び助言を行うとともに、地域の住民に対し文化財保護思想の普及、啓発活動を通じて歴史的文化的環境の保全の必要性についての周知、啓発を図る。

2. 歴史的文化的環境保全対策の実施

歴史的文化的環境を保全するため、次の諸施策を実施する。

- (1) 国宝、重要文化財等の国（府）指定の文化財について、保存修復や防災施設の整備に対し助成する。
- (2) 地域における歴史的文化的環境の核として重要な史跡等については、市町村の行う公有化事業や環境整備事業に対し助成を行う。
- (3) 埋蔵文化財包蔵地内での開発工事について、事前に開発関係者と文化財保存について協議を行い、文化財が不用意に失われることのないよう行政指導を進める。
- (4) 地域開発事業の進展に伴い破壊のおそれのある埋蔵文化財包蔵地等について事前に発掘調査、範囲確認調査等を行うとともに、「歴史の道」や「民謡」さらには文化財総合調査を行い資料の整備・保存を図る。
- (5) 発掘調査において出土した多数の遺物を計画的に整理し泉北考古資料館、文化財資料展示室等において展示・公開し、府民の歴史的文化的遺産についての認識を深める。
- (6) 市町村が設置する歴史民俗資料館等については、その建設費に対し助成を行う。
- (7) 一須賀古墳群の主要部 29万㎡を保存し、「近つ飛鳥風土記の丘」として公開し、府民に歴史・文化に親しむ場を提供するとともに、資料館を建設するため基本計画を策定する。
- (8) 池上曾根遺跡の地に、弥生文化に関する総合的博物館「大阪府立弥生文化博物館」（仮称）を建設する。

付録 昭和63年度公害関係当初予算(関連事業を含む)一覧

(1) 部 局 別

(単位:千円)

部局名	63年度	62年度	増減
総務部	100,000	100,000	0
企画調整部	14,596	14,601	△ 5
環境保健部	3,551,039	3,789,409	△ 238,370
商工部	366,659	367,997	△ 1,338
農林水産部	2,187,201	1,868,550	318,651
土木部	80,917,922	64,297,500	16,620,422
建築部	310,200	218,000	92,200
企業局	30,115,226	27,933,190	2,182,036
水道部	4,824,659	4,579,612	245,047
教育委員会	1,896,518	525,630	1,370,888
公安委員会	1,121,204	925,488	195,716
合計	125,405,224	104,619,977	20,785,247

(2) 項目別

(単位:千円)

区分	事業名	63年度	62年度	増減	摘要要
基 本 的 施 策	環境総合計画 推進費	24,145	13,524	10,621	環境資源保全活用推進費 19,500 (環)
	環境影響評価 制度運営費	3,960	4,397	△ 437	(環)
	公害基本対策費	27,183	32,058	△ 4,875	公害行政総合調整費 23,987 国際交流推進事業費 2,396 未規制物質環境汚染対策検討 調査費 800 (環)
	環境情報管理費	9,2368	9,2776	△ 408	(環)
	人工衛星等 リモートセンシング による環境監視 システム開発費	9,960	9,960	0	(環)
	二色の浜環境整備 関連公共事業費	614,000	1,627,500	△1,013,500	(土)
	二色の浜環境整備 事業費	8,972,630	7,388,000	1,584,630	(企業)
	都市計画基礎調査費	10,629	10,651	△ 22	(土)
	南大阪湾岸整備 事業費	21,013,386	20,470,410	54,2976	(企業)
小計		30,768,261	29,649,276	1,118,985	

区分	事業名	63年度	62年度	増減	摘要
	窒素酸化物に関する調査研究費	2,300	1,800	500	樹木による浄化調査 1,800(環)
大	大気汚染防止規制指導費	31,843	20,197	11,646	大気汚染防止法規制指導費 10,240 窒素酸化物総量規制推進事業費 1,249 悪臭防止規制指導費 696 固定発生源規制機器整備費 19,658(環)
氣	大気汚染防止実施計画推進費	25,754	6,400	19,354	大気環境改善計画策定費 4,500 大気汚染物質削減計画実施費 3,821 窒素酸化物短期高濃度対策検討費 5,300 アスベスト(石綿)製品製造工場等排出実態調査 12,133(環)
汚	光化学スモッグ対策費	3,319	2,807	512	発生源工場等実態調査費等 2,586 公害パトロール車等緊急時対策費 733(環)
染	大気汚染測定期間整備費	177,320	55,100	122,220	測定機器等整備費 57,320 環境情報表示盤(淀屋橋)更新整備費 120,000(環)
対	大気汚染常時監視費	123,682	122,890	792	(環)
策	大気汚染発生源データ監視システム整備費	3,414	30,970	△27,556	発生源常時監視システム整備費(環)
	公害現況等調査費	2,237	2,786	△ 549	燃料使用料調査費 521 浮遊粉じん環境調査費 1,016 酸性降下物実態調査 700(環)
	ごみ焼却場公害防止装置運営管理費等補助金	343,696	347,312	△ 3,616	施設整備費補助金 18,696 運営管理費補助金 300,000 排出塩処理費補助金 25,000(環)
	小計	713,565	590,262	123,303	

(単位:千円)

区分	事業名	63年度	62年度	増減	摘要
水質汚濁防止規制指導費	水質汚濁防止規制指導費	28,441	32,972	△ 4,531	水質汚濁防止規制 11,608 水質総量規制 7,918 生活雑排水 7,415 追加特定施設実態調査 1,500 (環)
	発生負荷量管理等調査費	1,122	1,662	△ 540	COD排出量調査 (環)
	瀬戸内海栄養塩類削減対策費	2,829	2,610	219	富栄養化物質調査 (環)
下水道整備費	下水道整備費	57,156,692	48,192,453	8,964,239	流域下水道事業費 56,376,692 公共下水道補助金 780,000 (土)
	公共用水域常時監視費	146,564	148,099	△ 1,535	河川・海域水質常時監視費 145,335 広域総合水質調査 1,053 底質環境調査費 176 (環)
	水質汚濁常時監視施設整備費	5,477	37,964	△32,487	テレメータ監視システム整備費 (環)
水質汚濁常時監視費	水質汚濁常時監視費	71,839	62,186	9,653	
	水質環境モニタリング事業費	4,731	5,000	△ 269	府下各河川の水辺環境観察等 (環)
	河川環境整備費	565,824	477,933	87,891	
対策	都市河川浄化費	629,000	503,000	126,000	河川のしゅんせつ及び浄化導水路 (土)
	港湾環境整備費	372,482	228,033	144,449	港湾の綠化事業等の環境整備 (土)
	船舶廃油処理場維持費	128,796	119,540	9,256	船舶廃油処理施設等の維持管理等 (土)
公害取締対策費	公害取締対策費	1,260	1,260	0	水質検査委託料 (公安)
	小計	59,115,057	49,812,712	9,302,345	

(単位：千円)

区分	事業名	63年度	62年度	増減	摘要
騒音・振動対策	騒音・振動規制指導費	2,112	2,000	112	騒音防止法等施行費 (環)
	騒音・振動調査対策費	2,952	6,686	△ 3,734	低周波空気振動調査費 652 特定建設作業騒音に係る検討調査費 2,300 (環)
	小計	5,064	8,686	△ 3,622	
自動車公害対策	自動車公害対策費	3,979	4,277	△ 298	自動車排出ガス対策推進費 (環)
	自動車公害対策調査費	10,200	10,400	△ 200	ディーゼル自動車排出ガス量調査 2,900 メタノール自動車普及促進事業 3,000 沿道高濃度汚染対策モデル計画策定事業 4,300 (環)
	交通公害対策費	5,000	5,000	0	交通量調査費 (公安)
	総合都市交通体系調査費	54,000	88,200	△ 34,200	府下の効率的な総合交通体系整備計画の立案 (土)
	舗装道新設費	1,141,500	705,200	436,300	未舗装道路の舗装 (土)
	舗装道補修費	3,168,000	2,586,000	582,000	舗装悪化箇所の補修 (土)
	道路立体交差費	2,582,000	1,730,000	852,000	道路の立体交差化 (土)
	交通安全施設等整備費	1,629,578	1,167,143	462,435	交差点改良費 524,650 (土) 交通管制センターの拡充強化費 789,348 (公安) 地域制御区域拡大費 288,120 (公安) 信号機の系統化事業費 27,460 (公安)
	小計	8,594,257	6,296,220	2,298,037	

(単位:千円)

区分	事業名	63年度	62年度	増減	摘要
航空機公害対策	大阪国際空港周辺対策費	361,220	152,214	209,006	空港周辺緑地管理費 3,000 緑地整備事業費 301,952 営業者あつ旋融資資金貸付金等 18,312 住宅等移転資金利子補給金等 17,923 環境基盤施設整備費補助金等 17,033 空港周辺整備事業調査補助金 3,000 (環)
	航空機騒音防止校舎管理費	55,076	56,862	△ 1,786	航空機騒音防止校舎冷暖房費(教委)
	航空機公害実態調査費	9,619	9,658	△ 39	航空機騒音調査費(環)
	空港周辺整備機構助成費	215,507	306,140	△ 90,633	事業資金貸付金 211,607 民家防音工事費補助金 3,900 (環)
	小計	641,422	524,874	116,548	
沈下対策	地盤沈下規制指導費	1,824	1,773	51	工業用水法等施行費(環)
	地盤沈下観測費	46,475	40,854	5,621	地盤沈下観測費 17,140(環) 水準点測量費 29,335(土)
	都市河川地盤沈下対策費	511,000	430,000	81,000	河川の改修(土)
	(特別会計)地盤沈下対策事業費	4,824,659	4,579,612	245,047	工業用水道事業費(水)
	小計	5,383,958	5,052,239	331,719	

(単位:千円)

区分	事業名	63年度	62年度	増減	摘要
廃棄物処理対策	産業廃棄物処理指導監督費	46,729	47,454	△725	処理業者指導監督費等 16,433 廃棄物検査分析費等 30,296 (環)
	産業廃棄物処理計画推進費	19,900	2,800	17,100	産業廃棄物情報管理システム 整備事業費 2,000 産業廃棄物処理計画等調査研究費 17,900 (環)
	産業廃棄物中間処理事業促進費	169,200	169,200	0	産業廃棄物中間処理事業費補助金 (環)
	産業廃棄物広域処理対策事業費	23,500	26,000	△2,500	界第7-3区護岸電気防蝕装置取替事業費 (環)
	廃棄物減量化対策推進事業費	3,396	2,358	1,038	(環)
	一般廃棄物処理指導監督費	4,921	5,326	△405	市町村指導監督費 (環)
	一般廃棄物処理施設改造費補助金	100,000	100,000	0	し尿処理施設等改造費補助金 (環)
	道路環境整備費	739,056	705,990	33,066	(土)
	公害取締対策費	92	92	0	産業廃棄物検査委託料 (公安)
	広域廃棄物埋立処分場整備促進費	2,885,000	750,590	2,134,410	大阪湾広域臨海環境整備センター事業費等 1,000 (環) 2,884,000 (土)
	みなと堺グリーンひろば管理運営費	18,000	15,000	3,000	(環)
小計		4,009,794	1,824,810	2,184,984	

(単位:千円)

区分	事業名	63年度	62年度	増減	摘要
被 害	公害健康被害対策費	27,500	27,500	0	公害病認定患者死亡見舞金等(環)
	苦情相談処理費	2,682	2,728	△ 46	大気、水質、交通公害苦情相談処理費(環)
救 濟 等	公害紛争処理費	1,841	2,018	△ 177	公害審査会運営費(環)
	公害取締対策費	9,924	9,993	△ 69	公害関係事犯採証機器整備費(公安)
	小計	41,947	42,239	△ 292	
中小企業に 対する 助成等	工場立地指導費	2,018	2,125	△ 107	(商)
	中小企業集団化事業貸付金	300,000	300,000	0	中小企業団地開発協会貸付金(商)
	中小企業公害防止資金特別融資促進費	993,113	1,490,032	△ 496,919	融資目標 13億円 貸付利率 年4.9% 貸付期間 7年以内 利子補給 小企業 3.9% 中企業 2.9% (環)
	(特別会計)公害防止資金貸付金	50,000	50,000	0	設備近代化資金貸付金(商)
	(特別会計)公害防止設備貸与事業費	10,000	10,000	0	設備貸与資金貸付金(商)
	公害防止技術向上対策費	328	1,332	△ 1,004	公害防止巡回技術指導費(商)

(単位:千円)

区分	事業名	63年度	62年度	増減	摘要
中小企業に対する助成等	公害対策指導研究費	4,313	4,540	△ 227	海水中の汚濁負荷低減に関する研究 銅めっき浴の電気化学的管理方法に関する研究 (商)
	放射線利用環境汚染研究費	14,596	14,601	△ 5	放射線利用による元素分析方法の研究 (企画)
	小計	1,374,368	1,872,630	△498,262	
その他公害対策	公害防止条例委任事務費	94,025	94,025	0	市町村交付金等 (環)
	(特別会計)学校等公害防止施設整備事業費	100,000	100,000	0	大気汚染防止、自動車騒音防止、航空機騒音防止のための施設整備資金貸付金 (総)
	公害監視センター運営費	172,070	174,975	△ 2,905	管理運営費等 100,034 検査分析機器等整備費 24,700 大気、水質、騒音・振動検査業務費 43,050 大気、水質調査研究費 4,286 (環)
	泉州分室運営費	39,608	44,965	△ 5,357	検査分析費等 (環)
	公害モニタ一運営費	3,018	3,052	△ 34	モニター100人 (環)
	電波障害防止対策費	255,523	218,323	37,200	共同アンテナ設置費 (教委) (建)
	関西国際空港環境監視機構運営費	33,880	9,410	24,470	(環)
	関西国際空港総合環境センター運営費	129,210	74,780	54,430	(企業)
	施設環境改善事業費	55,000	0	55,000	府有施設アスベスト工事費 (建)
小計		882,334	719,530	162,804	

(単位:千円)

区分	事業名	63年度	62年度	増減	摘要
農林・水産・畜産公害対策	農作物公害研究費	5,609	7,964	△ 2,355	農作物に関する公害試験研究費 (農)
	畜産公害研究費	3,464	3,535	△ 71	畜産環境保全対策試験 (農)
	漁業公害対策費	12,330	12,321	9	漁場障害物除去事業費 11,885 漁場油濁被害救済基金負担金 445 (農)
	漁業公害監視費	1,420	2,140	△ 720	漁業公害調査指導事業 (農)
	漁業公害研究費	20,459	21,606	△ 1,147	漁場環境調査費 (農)
	畜産経営環境保全費	35,157	28,157	7,000	(農)
	水質障害対策事業費	283,100	247,700	35,400	(農)
	小計	361,539	323,423	38,116	
環境保健対策	公害影響調査費	18,080	10,595	7,485	大気汚染人体影響調査費 2,056 大気汚染による住民健康調査費 6,254 生活環境汚染影響調査費 9,770 (環)
	光化学スモッグ対策費	152	512	△ 360	光化学スモッグ人体影響調査費 (環)
	食品安全対策事業費	15,879	14,704	1,175	主要食品中の重金属等調査費 14,617 輸入牛残留農薬検査費 1,262 (環)
	公害衛生研究費	883	928	△ 45	公害衛生研究費 (環)
	公害保健調査研究体制整備費	780	375	405	環境保健体制整備調査事業費 280 アスベスト対策検討費 500 (環)
	保健所公害業務費	1,444	1,481	△ 37	職員活動費 (環)
	小計	37,218	28,595	8,623	

(単位:千円)

区分	事業名	63年度	62年度	増減	摘要
自然環境保全	自然環境保全費	109,484	122,682	△13,198	(農)
	公園緑地整備費	9,615,058	5,751,436	3,863,622	(土)
	緑道整備費	171,900	96,800	75,100	(土)
	府民の森整備費	237,552	233,602	3,950	(農)
	環境緑化推進費	297,162	287,692	9,470	(農) (土)
	緑化推進対策費	66,200	10,669	55,531	(農)
	森林造成事業費	217,462	208,796	8,666	(農)
	府管林整備事業費	171,072	106,632	64,440	(農)
	特殊林地改良事業費	65,100	65,100	0	(農)
	水源林造成事業費	66,780	67,200	△ 420	(農)
	鳥獣保護事業費	34,527	30,861	3,666	(農)
	公共施設緑化推進事業費	100,160	230,760	△ 130,600	市町村が行う緑化事業に対する助成(農)
	21世紀の森整備事業	75,379	18,485	56,894	(農)
	ため池防災事業費	5,000	5,000	0	ため池アメニティの創造(農)
対策	増殖場造成事業費	150,000	100,000	50,000	増殖場造成事業費(農)
	栽培漁業推進事業費	205,917	34,906	171,011	(農)
	内水面増殖事業費	12,985	13,242	△ 257	(農)
	自然海浜保全地区管理費	2,701	2,747	△ 46	(環)
	淡水魚展示研修施設整備事業費	13,851	0	13,851	(農)
	魚礁設置事業費	17,031	19,500	△ 2,469	(農)
	小計	116,353,21	74,061,10	4,229,211	

(単位:千円)

区分	事業名	63年度	62年度	増減	摘要要
歴史的・文化的環境保全	文化財保存指導費	1,385	1,459	△ 74	(教委)
	文化財資料等整備費	3,569	1,126	2,443	(教委)
	指定文化財等管理費	7,000	6,956	44	(教委)
	府有史跡等管理費	2,137	2,041	96	(教委)
	銃砲刀剣審査登録費	726	688	38	(教委)
	泉北考古資料館等運営費	16,523	12,511	4,012	(教委)
	近づ飛鳥風土記の丘管理運営費	16,171	13,022	3,149	(教委)
	文化財保護啓発費	1,646	1,733	△ 87	(教委)
	発掘調査出土遺物整理費	6,469	3,6482	△30,013	(教委)
	埋蔵文化財緊急調査費	59,773	59,889	△ 116	(教委)
	埋蔵文化財受託事業費	118,939	33,045	85,894	(教委)
	「歴史の道」実態調査費	5,000	5,000	0	(教委)
	民謡の収集・保存調査費	3,000	3,000	0	(教委)
	大阪府立弥生文化博物館建設事業費	1,256,000	1,000	1,255,000	(教委)
	指定文化財保存事業費	265,604	256,854	8,750	(教委)
	「修羅」保存処理費	8,800	12,730	△ 3,930	(教委)
	有形文化財無形文化財等総合調査費	2,000	0	2,000	(教委)
	高等学校埋蔵文化財調査費	66,377	20,835	45,542	(教委)
	小計	1,841,119	468,371	1,372,748	
合計		125,405,224	104,619,977	20,785,247	

(備考)

1. 増減欄の△の数字は負数を示す。
2. 摘要欄()内の漢字は担当部局を示す。

(総)	総務部	(建)	建築部
(企画)	企画調整部	(企業)	企業局
(環)	環境保健部	(水)	水道部
(商)	商工部	(教委)	教育委員会
(農)	農林水産部	(公安)	公安委員会
(土)	土木部			